

2025 年度 大阪音楽大学短期大学部

自己点検・評価報告書

《日本高等教育評価機構 令和7年度基準準拠》

大阪音楽大学短期大学部

『令和7年度 自己点検・評価報告書』の公表について

大阪音楽大学短期大学部では、教育研究水準の維持・向上を目的として、原則として7年に2回の『自己点検・評価報告書』の作成を定めており、この度、その成果を公表いたします。

今回は「第4期評価システム」に従った点検を行いました。新システムへの対応にあたり、なお整備が十分でない部分もございますが、本学としては現状を真摯に受け止め、今後も段階的に体制整備と改善を進めてまいります。

この自己点検・評価を通じて得られた成果と課題を今後の教育研究活動の向上につなげ、地域社会および音楽文化の発展により一層貢献していく所存です。

令和8年3月

大阪音楽大学短期大学部

学長 森本友紀

目次

【基準 1. 使命・目的】	1
【基準 2. 内部質保証】	4
【基準 3. 学生】	9
【基準 4. 教育課程】	17
【基準 5. 教員・職員】	21
【基準 6. 経営・管理と財務】	26

基準項目 1-1. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映

①学内外への周知

評価の視点に関わる 自己判定の留意点	指定される エビデンス資料	(1) 現状 (2) 成果 (3) 課題	改善計画	自己判定
使命・目的及び教育研究上の目的をどのように学生、教職員、役員、学外関係者に周知しているか。	・短期大学のウェブサイトで使命・目的、教育研究上の目的などを示す部分の URL https://www.daion.ac.jp/about/idea/	(1) 本法人ウェブサイトにおいて、建学の精神や教育理念を明示し、それに基づき教育の方針を明確にしている。 また、学内では初年次教育におけるオリエンテーション、履修ガイダンス、シラバスや学生便覧において、学生が自らの学びの位置づけや意味を理解できるよう配慮している。 (2) 本学(短大専攻科含む)の教育の目的や社会的役割に関する情報が可視化され、短期大学運営の透明性や信頼性の向上に繋がっている。また、教育内容の見直しやカリキュラム改革を進める上でも、理念に立ち返った対話が促され、短期大学としての改善意識が学内に広がっている点は、大きな成果と言える。 (3) こうした理念の周知が形式的なものにとどまらず、学生一人ひとりの学びの指針として真に機能するためには、さらなる工夫が求められる。例えば、学長による特別講義や各学年段階におけるキャリア形成支援などを通して、体感的、実践的に学ぶ機会を拡充する必要がある。	初年次教育での明示的な導入を強化し、学生にとっての「学びの意味」と「学びの方向性」を明確化する。また、教職員への定期的な周知・共有の為、FD・SD 研修にて、短期大学の教育理念と学修成果について継続的に確認し、全教職員の共通理解を図る。	○

②中期的な計画への反映 *基礎資料 【資料 F-9】 中期的な計画

評価の視点に関わる 自己判定の留意点	指定される エビデンス資料	(1) 現状 (2) 成果 (3) 課題	改善計画	自己判定
使命・目的及び教育研究上の目的を中期的な計画に反映しているか。	・短期大学のウェブサイトで使命・目的、教育研究上の目的などを示す部分の URL https://www.daion.ac.jp/about/idea/ https://www.daion.ac.jp/media/Mediumtermplancodever2021.pdf	(1) 現在の中期計画における教育に関する基本戦略は、「学習者本意の教育への転換」として掲げているが、短期大学の使命・目的との関連性が明確に示されているとは言い難い。 (2) 特になし (3) 特になし	次期中期計画策定時に、短期大学の使命及び教育研究上の目的を踏まえ、戦略や目標に反映する。	×

③三つのポリシーへの反映 *基礎資料【資料F-14】三つのポリシー一覧（策定単位ごと）

評価の視点に関わる自己判定の留意点	指定されるエビデンス資料	(1) 現状 (2) 成果 (3) 課題	改善計画	自己判定
使命・目的及び教育研究上の目的を三つのポリシーに反映しているか。	短期大学のウェブサイトで使命・目的、教育研究上の目的などを示す部分の URL https://www.daion.ac.jp/about/idea/	(1) 本学では、学則に掲げる短期大学の使命・目的および教育研究上の目的に基づき、三つのポリシーを策定しており、これらは教授会をはじめとする教学関連会議において、短期大学の理念との整合性を検証した上で運用されている。 (2) 令和4年(2022)度の日本高等教育評価機構による認証評価において、「使命・目的及び教育目的の三つのポリシーへの反映については、教授会において、使命・目的等の適切性及び三つのポリシーとの関係性について確認がなされている」と評価された。 (3) 併設する大学においては、2026年度から適用予定の新しい三つのポリシーを2024年度中に策定したが、短期大学においては、三つのポリシーの見直しが未着手であり、全学的な教学の在り方や中長期的な教育方針との整合性が不十分な状態である。	短期大学においても、早期に三つのポリシーの見直しと再策定に取り組む。	○

④教育研究組織の構成との整合性

評価の視点に関わる自己判定の留意点	指定されるエビデンス資料	(1) 現状 (2) 成果 (3) 課題	改善計画	自己判定
使命・目的及び教育研究上の目的を達成するために必要な学部・学科などの教育研究組織を整備しているか。	・短期大学のウェブサイトで使命・目的、教育研究上の目的などを示す部分の URL https://www.daion.ac.jp/about/idea/	(1) 本学は使命・目的及び教育研究上の目的を達成するため、音楽科のもとに履修上の区分として12のコースを設け、さらに音楽科卒業後の教育課程として専攻科（修業年限1年）を設置している。また建学の精神及び使命・目的を具現化するために、附属図書館と楽器資料館から構成される「音楽メディアセンター」、及び「ザ・カレッジ・オペラハウス」「附属音楽院」などの附属機関・施設を置き、演奏活動、研究活動、音楽普及活動など多様な取り組みを行っている。 (2) 特になし (3) 特になし	特になし	○

⑤変化への対応

評価の視点に関わる 自己判定の留意点	指定される エビデンス資料	(1) 現状 (2) 成果 (3) 課題	改善計画	自己判定
社会情勢や組織の改編などに対応し、必要に応じて使命・目的及び教育研究上の目的の検証を行っているか。	・使命・目的及び教育研究上の目的を検証する会議体の規則 3020 学長室会議規程	<p>(1) 短期大学の使命・目的および教育研究上の目的の検証を担う会議体として「学長室会議」を設置しており、2024年度よりその機能と議論内容の充実を図って運用している。</p> <p>(2) 2023年度に策定された新たな内部質保証体制のもと、短期大学も含めた全学的な教育目的の再確認が始まり、2024年度からは大学と合同の「内部質保証推進会議」へ短期大学も参画している。これにより、変化への対応を可能にする体制的枠組みが整備されつつある。</p> <p>(3) 今後の極端な少子化や社会構造の変化を見据え、教学組織の再編や学科・専攻の柔軟な見直しが求められる。また、内部質保証体制における会議体間の役割分担と連携の明確化が課題であり、検証体制の整合性と実効性の強化が必要である。更に、専攻科の三つのポリシーの見直しも必要である。</p>	学長室会議を中心に大学の使命・目的等の検証を継続する一方で、新たに設置された内部質保証推進会議や教務委員会との機能分担と連携体制を再定義し、重複や非効率を解消することで、内部質保証全体の整合性と実効性を高めていく。	○

「基準1. 使命・目的」 全体の自己点検・評価

「基準1-1 使命・目的及び教育研究上の目的の反映」については、概ね基準を満たしている。ただし、本学の「教育研究上の目的」には、「教育」については明確に述べているものの、「研究」については記されていない。第3期の認証評価での「使命・目的及び教育目的の反映」という文言が、第4期の認証評価システムでは文部科学省の提言等との整合性をとり、「使命・目的及び教育研究上の目的の反映」という文言に変更され、「研究」も明示されるようになったため、本学でも明確にすることが求められる。「②中期的な計画への反映」は、現段階では基準を満たしていないが、現在、作成中の中期計画では大学の使命及び教育研究上の目的を踏まえて策定している。

基準項目 2-1. 内部質保証の組織体制

①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

評価の視点に関わる 自己判定の留意点	指定される エビデンス資料	(1) 現状 (2) 成果 (3) 課題	改善計画	自己判定
内部質保証に関する全学的な方針を明示しているか。	・内部質保証に関する全学的な方針 A009 (大・短) 内部質保証に関する方針	(1) 短期大学においても、大学との連携のもと、2023 年度に策定された「内部質保証に関する基本方針」を共有している。本方針は、質保証の目的や理念、PDCA サイクルの考え方を明文化し、短期大学の教学運営にも適用される枠組みとなっている。 (2) 短期大学も含む全学的な方針が整備されたことで、教学マネジメントの透明性と一貫性が高まった。教職員への方針の共有も進み、内部質保証に対する意識の醸成が始まっている。 (3) 基本方針は策定されたが、本法人ウェブサイトで公表及び教職員全体への浸透や具体的な理解の定着には課題が残る。また、方針が教育研究の実務にどのように反映されているかのモニタリング体制も今後の検討課題である。	・「内部質保証に関する基本方針」を本法人ウェブサイトで公表し、内部質保証が適切に機能していることを外部に示す。 ・自己点検・評価統括委員会が点検・評価、内部質保証推進会議が改善を行い、方針と実務の連動性を高める体制を構築していく。	○
内部質保証のための恒常的な組織体制を整備しているか。	・内部質保証のための組織図 A009 の付図	(1) 2024 年度より、大学と合同の「内部質保証推進会議」に短期大学も参画し、恒常的な質保証体制の一部として位置づけられている。あわせて、「教務委員会」や「学長室会議」などとの連携を通じた教学運営も継続的に行われている。 (2) 短期大学が大学と同一の質保証体制に組み込まれたことで、組織運用の継続性や質保証活動の持続可能性が確保されている。 (3) 推進会議の運用は始まったばかりであり、教学関連会議との連携や役割分担の整理が今後の課題である。	各会議体の役割や機能を明確にし、連携体制の強化を目的とした運用見直しを継続する。	○
内部質保証のための責任体制が明確になっているか。	・内部質保証に責任を持つ会議体の規則 4104 (大・短) 内部質保証推進規程 ★ただし、内部質保証推進会議は A002 「学校法人大阪音楽大学 会議体の役割・構成員等に関する要綱」には未記載。	(1) 内部質保証における責任体制として、「内部質保証推進会議」が中心的な役割を担う体制が整備されている。会議体の構成員や審議事項は規程に基づいて明確化されており、学長のリーダーシップの下で運営が行われている。 (2) 質保証に関する全学的な議論の場が確保されたことにより、各会議体における役割と責任の所在が整理されつつある。あわせて、審議内容の記録と共有を通じて、説明責任の明確化とガバナンスの強化が進んでいる。 (3) 今後の課題として、内部質保証推進会議と学長室会議など他の教学関連会議との役割分担や情報連携のあり方を一層明確にし、体制全体としての一貫性と実効性を高めていく必要がある。	・内部質保証推進会議を含む全体の会議体制において、役割や責任、連携のあり方を文書化し、教職員への周知を徹底する。 ・各会議体の議論が内部質保証の PDCA サイクルに有機的に反映されるよう、報告経路や連携プロセスを整備・強化する。	○

基準項目 2-2. 内部質保証のための自己点検・評価

①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

* 基礎資料【資料 F-16】 認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）

評価の視点に関わる自己判定の留意点	指定されるエビデンス資料	(1) 現状 (2) 成果 (3) 課題	改善計画	自己判定
内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価をどのように行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> 自己点検・評価に関する規則 4104 内部質保証推進規程に含まれる大阪音楽大学内部質保証推進規程 大阪音楽大学内部質保証に関する方針 直近の自己点検・評価の報告書 2021 年度大阪音楽大学短期大学部自己評価報告書 自己点検・評価を担当する会議体の議事録 自己点検・評価統括委員会議事録 自己点検・評価の結果を学内に周知したことを示す文書 	<p>(1) FD・SD 総括委員会、短大運営委員会が中心となり、IR 室が収集・分析した「学生による授業アンケート」および「成績評価分布状況」の集計結果の検証と改善に取り組んでいる。短大専攻科においては、短大専攻科運営委員会が「大阪音楽大学短期大学部専攻科アセスメント・ポリシー」に基づいて学修成果の把握として、進路状況の検証に取り組んでいる。</p> <p>(2) 特になし</p> <p>(3) 「大阪音楽大学短期大学部アセスメント・プラン(ポリシー)」の制定を行い、「大阪音楽大学短期大学部アセスメント・プラン(ポリシー)」に基づいた内部質保証のための自己点検・評価の制度を整える必要がある。</p>	2025 年度中に「大阪音楽大学短期大学部アセスメント・プラン(ポリシー)」を制定する。	△
エビデンスに基づく自己点検・評価を定期的に行っているか。	なし	<p>(1) 「大阪音楽大学短期大学部内部質保証推進規程」に基づき、IR 室が学内の情報を収集・分析したデータを基に各種会議で分析・改善提案を行い、自己点検・評価統括委員会が評価し、内部質保証推進会議が改善を行う。「大阪音楽大学短期大学部内部質保証に関する方針」に基づき、原則として 7 年間に 2 回、自己点検・評価に係る包括的な報告書を作成している。</p> <p>(2) 特になし</p> <p>(3) 特になし</p>	特になし	○
自己点検・評価の結果を学内で共有しているか。		<p>(1) 直近の令和 3(2021)年度版大阪音楽大学短期大学部自己評価報告書〔令和 3(2021)年 6 月発行〕を含め、これまでのものを全て本法人ウェブサイトに掲載して学内含め社会に公表している。</p> <p>(2) 特になし</p> <p>(3) 特になし</p>	特になし	○

②IR (Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

評価の視点に関わる自己判定の留意点	指定されるエビデンス資料	(1) 現状 (2) 成果 (3) 課題	改善計画	自己判定
現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行う体制を整備しているか。	<ul style="list-style-type: none"> IR などを検討する会議体の規則 未整備	<p>(1) 各事務部門が蓄積するデータを IR 室が収集・分析したものを活用し、各種会議で分析等に取り組んでいる。</p> <p>(2) 特になし</p> <p>(3) 特になし</p>	IR などを検討する会議体の規則を制定する。	×

基準項目 2 - 3. 内部質保証の機能性

① 学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

評価の視点に関わる 自己判定の留意点	指定される エビデンス資料	(1) 現状 (2) 成果 (3) 課題	改善計画	自己判定
アンケートや学生との対話をはじめとする、学修支援、学生生活、学修環境などに対する学生の意見・要望をくみ上げるシステムを適切に整備しているか。	・学生の意見・要望をくみ上げ、教育研究や大学運営の改善・向上につながるシステムを示す図など 未整備	<p>(1) 個々の学生の意見・要望の聴取は、主に「学生支援センター」に提出された「質問カード」を通じて行い、学修支援や学修環境も含めた学生生活に関する全般的な課題の把握は、主に「学生満足度調査」を通じて行っている。何れの場合も、関係事務部門、学生生活委員会、自己点検・評価統括委員会における検討・分析を通じて、学生生活、学習支援や施設・設備の改善に反映できるように努めている。</p> <p>(2) 本学は、「学生満足度調査」、「質問カード」等を通じて、学生の要望の把握に組織的に取り組んでおり、各種支援体制について周知を行なっている。また、「学生満足度調査」の結果は学内で公開されるほか、学生生活委員会での検討を経て、自己点検・評価統括委員会において分析される。自己点検・評価統括委員会には、教育部長及び学生部長が委員として参画しており、必要な改善に速やかに着手できる体制を整えている。</p> <p>(3) 学生からの意見・要望を把握し改善につなげるシステムとしては、「質問カード」や「学生満足度調査」があるが、学生との直接の対話によって、改善を計画・実施する大学全体としての組織体はない。</p>	多岐にわたる学生の意見・要望をくみ上げ、改善につなげるため、新たなシステムを構築する。その内容は予算措置が必要となるものや履修に関するものも考えられるので、会議体メンバーについては関係部署を含め検討する。	△
学生の意見・要望の分析結果を教育研究や短期大学運営の改善・向上に反映しているか。	・学生の意見・要望のくみ上げを計画・実施する会議体の規則 3018 学生生活委員会規程	<p>(1) 学生の意見・要望は主に学生生活委員会で検討し、対応に努めている。「学生生活委員会」の構成員は学生部長、学生部長が推薦し学長が指名した教員、学務事務部門長および学生生活担当職員からなる。</p> <p>(2) 学生生活委員会は月 1 回開催され、学生相談、奨学支援、安全など学生生活全般に関する事項について企画・審議している。同委員会は学生満足度調査の質問事項についても審議を行い、その結果は、自己点検・評価統括委員会において分析される。</p> <p>(3) 特になし</p>	直接対話により意見・要望を聞くために、学生をどのように選定するか検討する。	△

②学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

評価の視点に関わる 自己判定の留意点	指定される エビデンス資料	(1) 現状 (2) 成果 (3) 課題	改善計画	自己判定
学外関係者に意見・要望を聞き、その分析結果を教育研究や短期大学運営の改善・向上に生かす努力をしているか。	<ul style="list-style-type: none"> 学外関係者の意見・要望をくみ上げ、教育研究や大学運営の改善・向上につなげるシステムを示す図など未整備 学外関係者の意見・要望のくみ上げを計画・実施する会議体の規則未整備 	<p>(1) 卒業生の就職先を対象にキャリア支援センターが実施する「大学教育に関するアンケート」の結果を本法人ウェブサイトにて公開している。 後援会における保護者からの意見・要望を聞き、書面にて回答している。</p> <p>(2) キャリア支援センター運営会議にて、その結果を報告、議論し、今後のキャリア教育に生かすべく分析している。 全教職員で共有し、改善点を模索している。</p> <p>(3) 特になし</p>	「大学教育に関するアンケート」の結果を踏まえ、キャリア支援センター運営会議から内部質保証に繋がる構図を作る。自治体の意見や要望を聞き、生かす努力をする。	△

③内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

評価の視点に関わる 自己判定の留意点	指定される エビデンス資料	(1) 現状 (2) 成果 (3) 課題	改善計画	自己判定
三つのポリシーを起点とした内部質保証を行い、その結果を教育研究の改善・向上に反映しているか。	<ul style="list-style-type: none"> 三つのポリシーを起点とした内部質保証を行い、その結果を教育研究の改善・向上に生かすことを検討する会議体の議事録 内部質保証推進会議議事録 	<p>(1) 短期大学部においても、三つのポリシーに基づいた教育活動が展開されており、教育の基本的な方向性として各種取り組みに反映されている。</p> <p>(2) カリキュラムの見直しやシラバス改善といった取り組みにおいて、三つのポリシーを起点とした対応が進んでおり、教育内容と学修成果との一貫性が向上してきた。また、自己点検・評価報告書においても、ポリシーとの整合性を意識した記述がなされるようになってきている。</p> <p>(3) 現行の三つのポリシーについては、社会情勢や学修者像の変化を十分に反映しきれていない部分がある。また、専攻科についても見直しが必要である。</p>	短期大学部としての特性や教育ニーズを踏まえた視点から専攻科を含めた三つのポリシーを再点検し、早期に見直しを行う。あわせて、ポリシーを起点とした内部質保証のプロセスを体系的に構築し、教育の質向上に資する体制整備を進める。	○
自己点検・評価、認証評価及び設置計画履行状況等調査などの結果を踏まえた中期的な計画に基づいた短期大学運営の改善・向上のための内部質保証の仕組みが機能しているか。	<ul style="list-style-type: none"> 自己点検・評価などの結果を大学運営の改善・向上に生かすことを検討する会議体の議事録 内部質保証推進会議議事録 	<p>(1) 短期大学部においては、自己点検・評価および認証評価の結果を踏まえた課題抽出と改善対応が行われている。</p> <p>(2) 自己点検・評価に基づいて教育課程や学生支援体制に関する個別的な改善が進められており、一定の成果が見られている。また、併設大学と連携した内部質保証体制への参画を通じて、中期的な課題意識の醸成が図られつつある。</p> <p>(3) 評価結果の分析や改善策の策定は行われているものの、そのプロセスや成果の文書化・体系化が十分でない。</p>	今後は、外部評価（認証評価・設置計画履行状況調査）および内部評価（自己点検・評価）の結果を、日本高等教育評価機構による第4期の評価基準を踏まえ、中期的な視点で体系的に活用していく。	○

<p>自己点検・評価、認証評価などの結果を積極的に公表・説明し、学生や学外関係者の理解・支持を得られるよう努力しているか。</p>	<p>・自己点検・評価などの結果を学生や学外関係者に公表・説明したことを示す文書など 未整備</p>	<p>(1) 本学では、自己点検・評価や認証評価の結果について、本法人ウェブサイトなどを通じて外部に公表する体制を整備している。また、学長室会議や内部質保証推進会議などの学内会議を通じて、教職員に対して結果および対応方針を周知し、学内における説明責任の履行にも取り組んでいる。</p> <p>(2) 日本高等教育評価機構による認証評価の結果や、自己点検・評価報告書を本法人ウェブサイトで公開しており、外部への説明責任を果たす体制が一定程度構築されている。また、教職員への情報共有に関しては、学内会議や報告会の場を通じて、評価内容や改善策が伝達されている。2023～2024年度にかけて進めた内部質保証体制の再編により、学内での説明責任や情報共有への意識が高まりつつある。</p> <p>(3) 評価結果や改善策に関する説明・共有の実績が文書や記録として十分に整理されておらず、活動のエビデンスとしての整備が不十分である。また、学生や学外関係者に対して、わかりやすく情報を伝える工夫や実践が限定的であり、さらなる取り組みが求められている。</p>	<p>今後は、学生向けに評価結果や改善方針を分かりやすく伝える方策を検討し、学外関係者向けに要点版報告書や本法人ウェブサイトの整備による情報提供の強化を図る。</p>	<p>○</p>
---	--	--	---	----------

「基準2. 内部質保証」 全体の自己点検・評価

「基準2. 内部質保証」については、大きな課題があり、早急に改善することが必要である。このような評価に至った理由として、第4期の認証評価システムでは「内部質保証の実質化を促進する」ことが目指されていることに加え、エビデンスも指定されることになったが、本学では指定されるエビデンスの多くが整っていないためである。具体的には以下である。

(1) 「基準項目2-1. 内部質保証の組織体制」については、2023年度に策定した「内部質保証に関する基本方針」を、本法人ウェブサイトで公表し、内部質保証が適切に機能していることを外部に示す必要がある。

(2) 「基準項目2-2. 内部質保証のための自己点検・評価」については、各事務部門が蓄積するデータをIR室が収集・分析をしているものの、規程上の位置づけが明確でないため、担当する会議体を決める必要がある。

(3) 「基準項目2-3. 内部質保証の機能性」については、学生についての意見・要望については把握に取り組んでいるものの、そのシステムを示す図が作成されておらず、学外者の意見・要望については、システムや会議体の規則も含め、対応が必要である。

2025 年度 大阪音楽大学短期大学部 自己点検・評価報告書 【基準3. 学生】

基準項目3-1. 学生の受入れ

①アドミッション・ポリシーの策定と周知 *基礎資料【資料F-14】三つのポリシー一覧（策定単位ごと）

評価の視点に関わる 自己判定の留意点	指定される エビデンス資料	(1) 現状 (2) 成果 (3) 課題	改善計画	自己判定
アドミッション・ポリシーを定め、周知しているか。	・アドミッション・ポリシーを示す部分の URL https://www.daion.ac.jp/about/idea/	(1) 本学は短期大学部、専攻科の教育課程ごとに教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを明確に定め、本法人ウェブサイトに掲載し、周知を行っている。 (2) 特になし (3) 専攻科の入学者選抜要項にアドミッション・ポリシーが掲載されていない。	2026 年度専攻科の入学者選抜要項にアドミッション・ポリシーを掲載し、より一層の周知を図る。	○

②アドミッション・ポリシーに沿った入学受入れの実施とその検証

評価の視点に関わる 自己判定の留意点	指定される エビデンス資料	(1) 現状 (2) 成果 (3) 課題	改善計画	自己判定
アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜制度を整備しているか。	・アドミッション・ポリシーを策定する会議体の規則 3020 学長室会議規程	(1) 短期大学部はアドミッション・ポリシーに基づき、「総合型選抜」「学校推薦型選抜」「一般選抜」「後期総合型選抜」「留学生入学者選抜」の区分ごとに評価方法とその評価割合を定め、適切に評価している。 専攻科においてもアドミッション・ポリシーに基づく評価方法を定め、適切に評価している。 (2) 特になし (3) 特になし	特になし	○
入学者選抜などを、適切な体制のもとで公正かつ妥当な方法により実施し、その検証を行っているか。	・入試方法の検討と検証を行う会議体の規則 3021 (大・短) 入試委員会規程	(1) 短期大学部及び専攻科の入学者選抜の試験科目、試験の方法、出願の資格・条件・手続等に関する基本事項は、入試委員会及び教授会の審議を経て、学長が入学者選抜要項に定めており、適切に実施されている。 (2) 特になし (3) 入試方法の検証については、その検証内容を精査する必要がある。	短期大学部及び専攻科の入学者選抜の検証方法について、入試委員会及びその準備会議で精査し、整えていく。	○

③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

評価の視点に関わる 自己判定の留意点	指定される エビデンス資料	(1) 現状 (2) 成果 (3) 課題	改善計画	自己判定
入学定員及び収容定員に沿って在籍学生を適切に確保しているか。	・入試方法の検討と検証を行う会議体の規則 3021 (大・短) 入試委員会規程 3019 学長室会議規程	(1) 2025 年度の収容定員充足率は、短期大学部が 0.95 倍、短期大学部専攻科が 1.00 倍であり、在籍学生を確保している。 (2) 特になし (3) 特になし	特になし	○

基準項目 3-2. 学修支援

①教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

評価の視点に関わる 自己判定の留意点	指定される エビデンス資料	(1) 現状 (2) 成果 (3) 課題	改善計画	自己判定
教職協働による学生への学修支援に関する方針・計画・実施体制を適切に整備・運営しているか。	・学修支援に関する方針・計画 8223 学生支援に関する方針 ・学修支援に関する会議体の規則 3018 (大・短) 学生生活委員会規程	(1) (1) 学生の学修支援のための相談窓口や各支援室、オープンレッスンやプラスレッスンなどの制度を設けている。 (2) 支援室の一定の利用がみられる。プラスレッスンも制度として定着し、2024 年度短大での利用は計 13 回であった。前年度実績(5 回)より大幅に増加している。(参考:大学は 61 回。)オープンレッスンの利用はなかった。(参考:大学は 1 回。) (3) 特になし	特になし	○

②TA (Teaching Assistant) の活用をはじめとする学修支援の充実

評価の視点に関わる 自己判定の留意点	指定される エビデンス資料	(1) 現状 (2) 成果 (3) 課題	改善計画	自己判定
学修支援のために、TA や SA(Student Assistant)などを適切に活用しているか。	・TA、SA などに関する規則 6111 (院) ティーチング・アシスタント規程 6120 (大) スチューデント・アシスタント規程	(1) ティーチング・アシスタント規程、スチューデント・アシスタント規程が定められており、採用に関しては教授会の審議を経て活用されている。 (2) TA は 9 名(「専門合奏」5 名、「副科吹奏楽」4 名)、SA は該当なし。 (3) TA 活用については、一定件数の活用が見られるが、SA に関しては活用されていない	SA の活用を積極的に促すためには、申請手続きの煩雑さを見直す必要がある。	○
オフィスアワー制度を全学的に実施しているか。	・オフィスアワーを学生に周知したと示す文書 「履修ガイド」	(1) 学修上の疑問や授業内容に関する質問、留学・進路等について教員に直接相談できるようにオフィスアワーを実施している (2) 教学で毎年利用回数の集計をしている。2024 年度、短大は 1 人のみの利用で計 3 回となっている。(参考:大学は 3 人、大学院 1 人。学校法人全体では、ここ数年で微増) (3) 教員、学生共にオフィスアワーの有用性を理解し、より積極的な利用につなげることが望ましい。	全ての専任教員によるオフィスアワーの実施に向け検討する。	○

<p>障がいのある学生への合理的な配慮を行っているか。</p>	<p>・障がいのある学生への学修支援に関する方針・計画、実施状況 「障がい学生支援に関する指針（ガイドライン）」 「教職員のための合理的配慮ガイドブック」</p>	<p>(1) 障がいのある学生については、原則的に学務事務部門の職員が当該学生の希望を聴取した上で、教室内の座席や場所、配慮が必要な様々な事項の依頼などを授業担当者に対し行っている。発達障がいの学生については、個々に症状や状況が異なるため、必要に応じて「学生相談室」と「心の相談室」も連携して対応している。</p> <p>(2) 合理的配慮を必要とする学生は増加傾向にあり、要望する配慮の内容も多様化している。そのため配慮申請から提供開始までの手順を整備する必要があり、2024年度に学務事務部門の教務担当、学生生活担当、キャリア事務部門、入試事務部門の職員からなるワーキンググループが、「教職員のための合理的配慮ガイドブック」を作成し、全教員に配布、2025年度より「ガイドブック」に従って、合理的配慮が提供されることになった。</p> <p>(3) 昨年度整備され、本年度より開始された新しい合理的配慮の申請・提供方法がうまく機能しているか、検証する必要がある。</p>	<p>本年度より開始された新しい合理的配慮の申請・提供方法がうまく機能しているか検証するため、教員の意見を集め、大学・短大両教育部長、学生部長、学務事務部門の職員などからなる検証チームを組織し、検証を行う。</p>	<p>○</p>
<p>中途退学、休学及び留年などへの対応策を講じているか。</p>	<p>・退学、休学、留年などの実態及び原因分析、改善方策などを検討する会議体の規則 3018（大・短） 学生生活委員会規程</p>	<p>(1) 「留年」は学務事務部門の教務担当、休学と退学及び復学は学生生活が、それぞれ面談を行って状況に対応している。中途退学者については学務事務部門の担当職員が当該学生と面談を行い、再入学制度について説明し、当該退学者の状況に変化が生じた場合の学習継続の方法を示している。また毎年5月に学年とコース別に前年度の休学や退学の人数と発生率、その理由を集計し、学生生活委員会や教授会で情報を共有している。苦手意識から学びへの意欲が低下するケースについては、当該学生に対して学習支援室の利用を促し、場合によって教員が定期的な補習を実施している。</p> <p>(2) 特になし</p> <p>(3) 留年については、経済的又は健康上の問題に多くの原因があるが、学生がコース主科目のレッスン及び関連科目の学修を重視するあまり、他の科目への出席と学修時間が不足することによる留年も発生している。休学や退学の理由は多岐にわたるが、近年の社会状況から経済的理由や精神的理由によるものが多い。</p>	<p>引き続き、きめ細かな対応に当たり、「留年」、「休学」、「退学」の原因を分析・検討することにより、学修継続の可能性を増やす。</p>	<p>○</p>

基準項目3-3. キャリア支援

①教育課程におけるキャリア教育の実施

評価の視点に関わる 自己判定の留意点	指定される エビデンス資料	(1) 現状 (2) 成果 (3) 課題	改善計画	自己判定
キャリア教育を教育課程に取入れ、適切に実施しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・キャリア支援に関する方針・計画未整備 8223 学生支援に関する方針 ・キャリア支援に関する授業科目名一覧 「教養基礎セミナー」「キャリアプラン」「インターンシップ特別実習」「日本語ライティング演習」「音楽活動ポートフォリオ作成」「コミュニケーション実践法」「コンサート・プロデュース」(専攻科) 	<p>(1) キャリア支援に関する方針が策定されている。また教育課程内の取り組みとして、キャリア形成に関連する科目を開講するなど、キャリア支援に結びつくカリキュラムを実施している。</p> <p>(2) 左記の「キャリア支援に関する授業科目」などにおいて、キャリア教育が行われている。</p> <p>(3) 特になし</p>	特になし	○

②キャリア支援体制の整備

評価の視点に関わる 自己判定の留意点	指定される エビデンス資料	(1) 現状 (2) 成果 (3) 課題	改善計画	自己判定
卒業後の進路に対する相談・助言体制を整備し、適切に運営しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・キャリア支援に関する会議体の規則 キャリア支援センター運営会議規程 ・教育課程外のキャリア支援のための講座やガイダンスなど一覧 ガイダンス・説明会日程 https://www.daion.ac.jp/career/event/career-up/ キャリアアップ講座 https://www.daion.ac.jp/career/event/seminar/ インターン制度 https://www.daion.ac.jp/career/event/internship/ 	<p>(1) 短大1年生対象に進路ガイダンスを開催している。また、年間を通して多様な進路希望に対応する採用説明会や全学年参加可能なインターンシップを実施し、就業への意識啓発を促している</p> <p>(2) 進路ガイダンス後に個人面談を実施しており学生の進路選択のアドバイスをを行っている。</p> <p>(3) 特になし</p>	特になし	○

基準項目 3-4. 学生サービス

① 学生生活の安定のための支援

評価の視点に関わる 自己判定の留意点	指定される エビデンス資料	(1) 現状 (2) 成果 (3) 課題	改善計画	自己判定
学生サービス、厚生補導のための組織を設置しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学生生活支援に関する方針・計画 8223 学生支援に関する方針 ・ 学生生活支援に関する会議体の規則 3018 (大・短) 学生生活委員会規程 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学生サービスや厚生補導に関する事項については併設大学と合同で組織する学生生活委員会が、企画・審議し、教職協働で適切な施策を実施している。学生生活に関する案内は本法人ウェブサイト及びポータルシステム上に掲載し、その中で各相談室の利用方法やハラスメントに関する相談窓口・電話番号等を示している。セメスターごとに欠席状況調査を行い、授業への欠席が目立つ学生には、担当職員及び状況に応じて教育主任等が当該学生に注意を促している。 (2) 学生生活委員会は、毎月1回(年間11回)定例開催され、学籍異動、学生生活全般のサポート、奨学金貸与、学生の自主的音楽活動の支援、新入生歓迎行事の企画・運営、学生相談室及び学生寮の諸問題、学生自治会等について審議する。また、学生相談に関する課題についても審議し、教職協働で適切な施策を実施している。 (3) 学生からの相談内容には相談者の状況に応じて担当者が連携して対応しているが、その原因は健康や心の悩み、学習や生活上の困難など複合的な要素の重なるものが多い。 	<p>学生生活委員会については、今後も、各部署との連携を一層深め、支援体制の強化を図っていく。 2025年9月から新しいシステムにより、教員、保護者が学生の欠席状況を確認できるようになる予定である。</p>	○
学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談、学生の課外活動への支援をはじめとする学生サービスを、学生の多様性に配慮して適切に行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学生生活支援に関する方針・計画 3018 (大・短) 学生生活委員会規程 ・ 学生の課外活動の支援に関する規則 9007 音楽文化振興財団規程 9007-1 音楽文化振興財団運用規則 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学生からの心身に関する相談については、保健室、「心の相談室」、「学生相談室」が対応し、生活相談は学務事務部門の学生生活担当職員が担当している。また、本学には学生の自主的な演奏活動や音楽文化に関わる活動に対して財政的支援を行う制度がある。この制度は「大阪音楽大学音楽文化振興財団」が担っており、学務事務部門の学生生活担当職員がその窓口業務を担当している。 (2) 「学生相談室」は利用者増に伴い、2025年度からスペースを拡張した。音楽活動に対する助成により学生の自主的な音楽活動は活発に行われている。この中には本学と併設大学の学生が合同で毎年度自主的に企画・実施するオペラ公演「Tutti オペラ」も含まれる。学生自治会が中心となって大学祭と新入生歓迎コンサートが行われた。 (3) 近年心身に問題を抱える学生は増えており、保健室や相談室の利用者も増加傾向にある。 	<p>学生生活委員会は、今後も、保健室、「学生相談室」「心の相談室」との連携を一層深め、支援体制の強化を図っていく。</p>	○

<p>奨学金など学生に対する経済的な支援を適切に行っているか。</p>	<p>・奨学金に関する規則 9006 奨学事業財団規程 9006-1 奨学事業財団規程細則 8219 給付奨学金規程 他</p>	<p>(1) 日本学生支援機構の奨学金、地方自治体・財団法人・民間団体等の各種奨学金の案内と申請については、「学生支援センター」が窓口となり、学務事務部門が手続を行っている。本学独自の奨学金には、「大阪音楽大学奨学事業財団」によるもの、及び成績基準の審査を経て給付される「大阪音楽大学短期大学部給付奨学金」「大阪音楽大学短期大学部音楽専攻科給付奨学金」がある。また本学は、従来から経済的困難を抱える学生からの授業料等の納付延期の申請を受け付けている。上記に加えて、令和元(2019)年度に、遠隔地から本学に進学し、入学者選抜における専門科目の成績が優秀な者に適用される「遠隔地出身者支援給付奨学金」が設けられた。</p> <p>(2) 経済的支援を受けた多くの学生が、学業を継続できている。</p> <p>(3) 学生を経済的に支援する様々な制度はあるが、近年の社会経済の状況から、経済的困難に陥っている学生は増加している。</p>	<p>給付奨学金の規定を改定する。</p>	<p>○</p>
-------------------------------------	--	--	-----------------------	----------

基準項目 3-5. 学修環境の整備

①校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

<p>評価の視点に関わる 自己判定の留意点</p>	<p>指定される エビデンス資料</p>	<p>(1) 現状 (2) 成果 (3) 課題</p>	<p>改善計画</p>	<p>自己判定</p>
<p>教育研究上の目的の達成のために必要な校地、校舎などの施設・設備を整備し、適切に管理運営しているか。</p>	<p>施設・設備の管理に関する規則 ・施設改修計画概要案 ・学校法人大阪音楽大学 固定資産及び物品管理規程 ・建築設備等の定期点検に関する報告書</p>	<p>(1) 大学設置基準を満たす校地、校舎面積を有し、音楽に関する教育を行うための多様な施設・設備を整備するとともに法令等を遵守し、定期的な保守点検を行う等、適切に管理運営している。</p> <p>(2) 長期的な計画を立て、効率的・計画的に整備を進めることで無駄な投資を抑制し、財政負担の平準化を進めることができている。</p> <p>(3) 新しいコースを開設したことで、コースごとの人数バランスに変化が生じてきているが、施設・設備面における配分バランス（ゾーニング）の見直しが進んでいない。</p>	<p>各コースの学生数を踏まえ、教育内容等に影響が出ないよう考慮しながら、割り当てる教室等教育環境資源の配分バランスの見直しを進める。</p>	<p>○</p>
<p>快適な学修環境を整備し、かつ有効に活用しているか。</p>	<p>施設・設備の管理に関する規則 ・学校法人大阪音楽大学 施設貸出規程 ・学校法人大阪音楽大学 備品・楽器利用規程</p>	<p>(1) 各コースの教育内容に合わせた教室・設備や機材を整備している。また、学生の課外活動等、積極的な音楽活動に資するよう楽器や機材の貸し出しを行うことで学修環境の充実に努めている。</p> <p>(2) 学生の自主演奏会やコンクールへの参加等、授業以外でも施設・設備機材を有効に活用できている。</p> <p>(3) 特になし</p>	<p>特になし</p>	<p>○</p>

ICT 環境を適切に整備しているか。	ICT 環境について学生に周知したことを示す文書 ・ウェブサイトにおける「パソコンの利用」 https://www.daion.ac.jp/campus/facility/ ・Wi-Fi 設置教室 ポータルシステム ブックマーク 「Wi-Fi 設置教室」 ・OA 教室 学生便覧掲載予定	(1) 授業目的・内容に合わせてパソコンや無線 LAN 設備を整備し定期的に更新しながら学修環境の充実に努めている。 (2) 基礎から専門的なデジタル技術まで各コースの教育内容に合わせて有効に設備を活用することができる。 (3) 特になし	特になし	○
--------------------	--	---	------	---

②図書館の有効活用

評価の視点に関わる自己判定の留意点	指定されるエビデンス資料	(1) 現状 (2) 成果 (3) 課題	改善計画	自己判定
図書館を十分に利用できる環境を整備し、教育研究に資する十分な学術情報資料を提供しているか。	・図書館に関する規則 8701 図書館規程 8703 図書館資料管理規定 8704 図書館選書基準 8708 図書館利用規程 ・図書館利用案内 https://www.daion.ac.jp/campus/library/guide/	(1) 図書館は在学生・教職員はもちろん、卒業生や相互利用者にも広く利用されている。図書館規程通りに図書館の業務が遂行され、資料の問い合わせに対応し、幅広い教育や研究に対する資料を提供し、満足できる現状であるといえる。 (2) 音楽大学の図書館として、楽譜や視聴覚資料を収集し、音楽研究や教育に役立てるように常に努めている。 (3) 昨今の時勢に対応すべく、データベースや電子ジャーナルの充実を進めていくこと。	課題で取り上げた、データベースや電子ジャーナルの充実を進めることに着手する。図書館規程についてはその規程内容の変更や改善の必要があれば検討する。	○

③施設・設備の安全性・利便性

評価の視点に関わる自己判定の留意点	指定されるエビデンス資料	(1) 現状 (2) 成果 (3) 課題	改善計画	自己判定
施設・設備は、バリアフリーなど安全性と利便性を図り、学生の多様性に配慮しているか。	施設・設備の管理に関する規則 ・ユニバーサルデザイン設備等の配置 図	(1) 視覚障害のある学生のために、各校舎にはスロープや点字ブロック、手すりの点字テープを整備している。また、主要な校舎の入口には自動扉や多目的トイレを設置する等、バリアフリー化を推進している。さらに学生等が心停止に陥る事案が生じた場合に、迅速に救命措置が実施できるよう AED（自動体外式除細動器）を各拠点に設置している。 (2) 特になし (3) バリアフリー法の制定前に建築した建物が多く、構造上の問題としてバリアフリー対応とすることが非常に困難である。	建物の大規模改修に併せて可能な範囲でバリアフリー法に適合するよう改修に努力する。	○

<p>施設・設備の安全性（耐震など）を計画に基づき適切に管理しているか。</p>	<p>施設・設備の管理に関する規則 ・施設改修計画概要案</p> <p>建物の耐震化率を示す文書 ・ウェブサイトにおける「校舎等の耐震化率」 https://www.daion.ac.jp/about/information/educational-information/</p>	<p>(1) 総務事務部門施設担当の職員を中心に、施設・設備の保守・点検・補修等に関する計画を立案し、建築基準法等の関係法令を遵守して施設・設備の維持及び安全管理の徹底を図っている。また、主要な設備（消防設備、空調設備、昇降機設備等）については、業務委託先の専門業者と連携し、定期的に調査・点検を実施することで学修環境の維持・改善に繋げている。</p> <p>(2) 学内に専門業者の常駐体制をとり、総務事務部門施設担当の職員と連携して業務に当たることで、トラブル発生時に迅速な対応をとることができ、影響を最小限に抑えることができている。</p> <p>(3) 特になし</p>	<p>特になし</p>	<p>○</p>
--	--	---	-------------	----------

「基準3. 学生」 全体の自己点検・評価

「基準3. 学生」については、ほぼ基準を満たしている。「基準項目3-1. 学生の受入れ」では大学院の収容定員充足率が超過しているが、収容定員に沿った学生受入れになるように検討し始めている。「基準項目3-2. 学修支援」では、合理的配慮の申請・提供方法が導入されたが、適切に機能しているかの検証が今後の課題となる。「基準項目3-3. キャリア支援」は体制が整っており、キャリア支援に関する授業科目も充実している。「基準項目3-4. 学生サービス」は体制が整っており、より一層の学生生活支援体制の強化を図っていく。「基準項目3-5. 学修環境の整備」は、現在、大きな問題は発生していない。

2025 年度 大阪音楽大学短期大学部 自己点検・評価報告書 【基準4. 教育課程】

基準項目4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

①ディプロマ・ポリシーの策定と周知 *基礎資料【資料F-14】三つのポリシー一覧（策定単位ごと）

評価の視点に関わる 自己判定の留意点	指定される エビデンス資料	(1) 現状 (2) 成果 (3) 課題	改善計画	自己判定
ディプロマ・ポリシーを定め、周知しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ディプロマ・ポリシーを示す部分の URL https://www.daion.ac.jp/about/idea/ ディプロマ・ポリシーを策定する会議体の規則 3019 学長室会議規程 	<p>(1) 学則第1条の2に規定する人材養成及び教育研究上の目的並びに専攻科規則第2条に規定する教育研究上の目的を踏まえて、教育課程ごとにディプロマ・ポリシーを定め、学生便覧及び本法人ウェブサイト上に掲載して学内外に周知している。</p> <p>(2) 特になし</p> <p>(3) 特になし</p>	特になし	○

② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

評価の視点に関わる 自己判定の留意点	指定される エビデンス資料	(1) 現状 (2) 成果 (3) 課題	改善計画	自己判定
ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準などを適切に定め、周知し、厳正に適用しているか。	<ul style="list-style-type: none"> 学生にディプロマ・ポリシーの内容を説明する文書など 未整備 進級・卒業・単位認定に関する規則 単位認定、進級、卒業判定を行う会議体の規則 未整備 進級については 8203 履修規程で定めている。 	<p>(1) 音楽科、専攻科とも成績は秀・優・良・可・不可の5段階でつけられ、このうち秀・優・良・可は合格、不可は不合格となる。合格の場合、その授業科目について所定の単位が与えられる。音楽科の1年次から2年次への進級要件は必要な事項が定められている。</p> <p>(2) 上記の進級要件に基づき、厳正に適用している。</p> <p>(3) 特になし</p>	内容を説明する文書などを整備する。	△
ディプロマ・ポリシーを踏まえた卒業認定基準、修了認定基準などを適切に定め、周知し、厳正に適用しているか。	<ul style="list-style-type: none"> 学生にディプロマ・ポリシーの内容を説明する文書など 未整備 進級・卒業・単位認定に関する規則 進級については 8203 履修規程で定めている。 卒業、単位認定については学則の条文による。 単位認定、進級、卒業判定を行う会議体の規則 3025 短大運営会議規程 	<p>(1) 卒業認定基準については学位規則を定め、修了認定基準については学位規則及び内規によって厳正に適用できるよう判定教授会での審議を実施している。また、進級や単位認定については、履修規程や学則に照らし合わせ判定会議での審議を経ている。</p> <p>(2) それぞれの判定教授会の審議を実施することで各基準等に適用している。</p> <p>(3) 学生への周知という点においては、ディプロマ・ポリシーの公開は実施しているが、内容の説明までの対応には至っていない。</p>	内容を説明する文書などを整備する。	△

基準項目 4-2. 教育課程及び教授方法

①カリキュラム・ポリシーの策定と周知 *基礎資料【資料F-14】 三つのポリシー一覧（策定単位ごと）

評価の視点に関わる 自己判定の留意点	指定される エビデンス資料	(1) 現状 (2) 成果 (3) 課題	改善計画	自己判定
カリキュラム・ポリシーを定め、周知しているか。	・カリキュラム・ポリシーを示す部分の URL https://www.daion.ac.jp/about/idea/ ・カリキュラム・ポリシーを策定する会議体の規則 3020 学長室会議規程	(1) カリキュラム・ポリシーは定められており、音楽科・専攻科の教育課程それぞれの学生便覧に明示するとともに、本法人本法人ウェブサイトに掲載して学内外への周知に努めている。 (2) カリキュラム・ポリシーが定められ、学内外に周知されていることにより、本学の教育目標と成績評価の基準が明確になっている。 (3) 今後も学長室会議及び内部質保証推進会議を中心に、教育研究組織との整合性を注視し、社会情勢と教育環境の変化に対応できる体制を維持することが重要である。	カリキュラム・ポリシーは社会情勢と教育環境の変化に応じて、柔軟に見直して行く。	○

②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

評価の視点に関わる 自己判定の留意点	指定される エビデンス資料	(1) 現状 (2) 成果 (3) 課題	改善計画	自己判定
カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保しているか。	・学生にカリキュラム・ポリシーの内容を説明する文書など未整備	(1) カリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーとの一貫性は確保されているが、学生にカリキュラム・ポリシーの内容を説明する文書は作成されていない。 (2) カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性が確保されているので、どのようなことを修得すれば学位が授与されるのが明確となっている。 (3) カリキュラム・ポリシーの内容を説明する文書が未整備のため、作成が必要。	カリキュラム・ポリシーの内容を説明する文書を早急に作成する。	×

③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成 *基礎資料【資料F-13】履修要項、シラバス

評価の視点に関わる 自己判定の留意点	指定される エビデンス資料	(1) 現状 (2) 成果 (3) 課題	改善計画	自己判定
カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程を編成し、実施しているか。	・教育課程の体系的編成を示すカリキュラムマップやカリキュラムツリーなど未整備	(1) カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程を編成し、実施はしているが、そのことを示すカリキュラムマップやカリキュラムツリーは作成されていない。 (2) 特になし (3) カリキュラムマップやカリキュラムツリーの作成	カリキュラムマップを今後作成予定である。	×
シラバスを適切に整備しているか。	・シラバス作成に関して教員に周知したことを示す文書 2024年12月「2025年度シラバス作成について（依頼）」	(1) シラバス作成を担当する全教員に向けて作成依頼書を配布済みである。作成の手順や日程、必須項目、留意点などに細かく言及し、記載事項に問題や漏れ等がないかどうか、教育部長をはじめとして教学担当で公開前にチェックをしている。 (2) スケジュールに則り、適切に整備・公表がなされている。 (3) 特になし	特になし	○

履修登録単位数の上限の適切な設定など、単位制度の実質を保つための工夫を行っているか。	・履修に関する規則 8203 履修規程	(1) 履修規程による各学年の履修登録単位数の上限を設定している。 (2) 進級判定教授会での審議により単位制度の実質を保っている。 (3) 特になし	特になし	○
--	------------------------	---	------	---

④教養教育の実施

評価の視点に関わる自己判定の留意点	指定されるエビデンス資料	(1) 現状 (2) 成果 (3) 課題	改善計画	自己判定
教養教育を適切に実施しているか。	・教養教育を検討する会議体の規則未整備	(1) 教養教育については、教養教育部会を中心に検討し、実施しているが、全学的に検討する会議体はない。 (2) 特になし (3) 教養教育を検討する会議体の立ち上げ。	教養教育を検討する会議体を立ち上げる。	×

⑤教授方法の工夫と効果的な実施

評価の視点に関わる自己判定の留意点	指定されるエビデンス資料	(1) 現状 (2) 成果 (3) 課題	改善計画	自己判定
アクティブ・ラーニングなど、教授方法を工夫しているか。	・教育課程を検討する会議体の規則 3007 FD・SD 総括委員会規程 8225 FD・SD に関する方針	(1) 実際の教授方法の工夫については、実技を中心とする科目も多数あり、必ずしも教授方法として浸透しているわけではない。 (2) 一部教科においてアクティブ・ラーニングを主体とする授業を実施している。 (3) たとえば、FD・SD 総括委員会での研修会等と連携しながら実際的な教授方法の紹介が必要になってくる。	教授方法の工夫についての確認は運営会議規程だけでなく、シラバスへの記載事項に含めることを検討する。	○
授業を行う学生数（クラスサイズなど）は、教育効果を十分上げられるような人数となっているか。	・履修に関する規則 8203 履修規程	(1) 履修規程により科目の定員数は定められている。 (2) 定員数を設定することで教育効果を期待できる。 (3) 特になし	特になし	○

基準項目 4-3. 学修成果の把握・評価

①三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

評価の視点に関わる自己判定の留意点	指定されるエビデンス資料	(1) 現状 (2) 成果 (3) 課題	改善計画	自己判定
三つのポリシーのうち、特にディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を明示しているか。	・短期大学が求める学修成果を示す文書など未整備 ・短期大学が求める学修成果の内容を学生に説明する文書など未整備	(1) 卒業時アンケートは実施しており、その設問はディプロマ・ポリシーに基づくものとなっている。これによってディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果の把握に努めているが、学修成果を明確に明示している文書はまだ整備されていない。 (2) 未整備のため、成果は不十分である。 (3) 指定されているエビデンス資料を早急に整備する必要がある。	指定されているエビデンス資料を整備し、学修成果の把握・評価方法の確立とその運用に努める。	×

<p>学生の学修状況・資格取得状況・就職状況の調査、学生の意識調査、卒業時の満足度調査、就職先の企業アンケートなどを実施し、大学が定めた多様な尺度・指標や測定方法に基づいて学修成果を把握・評価しているか。</p>	<p>・学修成果の把握・評価の方針未整 ・学修成果の把握・評価の方法などについて検討する会議体の規則未整 ・学修成果の把握・評価のために実施した調査と分析の結果未整備</p>	<p>(1) エビデンス資料が未整備のため、早急に整備する必要がある。「学修成果の把握・評価の方法などについて検討する会議体」が決定していないのでまずそれを決定し、その後検討を進め、調査と分析を進める必要がある。 学生の学修状況・資格取得状況・就職状況の調査、学生の意識調査、卒業時の満足度調査などは、それぞれ独立したものとして実施されているが、学修成果として統合したものとしての活用は不十分である。 (2) 成果としては、まだ不十分である。 (3) エビデンス資料が整えられるように早急に着手する必要がある。</p>	<p>課題となっていることに取り組んで行く。</p>	<p>×</p>
--	---	--	----------------------------	----------

②教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

<p>評価の視点に関わる 自己判定の留意点</p>	<p>指定される エビデンス資料</p>	<p>(1) 現状 (2) 成果 (3) 課題</p>	<p>改善計画</p>	<p>自己判定</p>
<p>学修成果の把握・評価の結果を教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックしているか。</p>	<p>・学修成果の把握・評価の結果を、教育内容、方法及び学修指導の改善にフィードバックすることを検討する会議体の議事録未整備</p>	<p>(1) 学修成果の把握・評価の方法が現状ではまだ確立されていないため、未対応である。 (2) 成果はまだ出せていない。 (3) 早急に学修成果の把握・評価の方法を確立させ、次段階に進められるようにする必要がある。</p>	<p>早急に対応できるように体制を整えて検討する。</p>	<p>×</p>

「基準4. 教育課程 全体の自己点検・評価

<p>「基準4. 教育課程」については、第4期の認証評価システムでエビデンスが指定されたこと等によって、それらに対応するために早急に改善することが必要である。とりわけ学修成果の把握・評価に関するエビデンスが課題である。 「基準項目4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定」については、ほぼ基準を満たしている。「基準項目4-2. 教育課程及び教授方法」については、おおむね基準を満たしている。ただし、カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程を編成し、実施しているものの、そのことを学生に示すカリキュラムマップやカリキュラムツリーが作成されていないこと及び教養教育を検討する会議体の規則がないことが課題である。「基準項目4-3. 学修成果の把握・評価」については、その方法の確立に向けて検討することが必要である。</p>

評価の視点に関わる 自己判定の留意点	指定される エビデンス資料	(1) 現状 (2) 成果 (3) 課題	改善計画	自己判定
学長がリーダーシップを適切に発揮できる体制を構築し、必要な規則を整備しているか。	<ul style="list-style-type: none"> 短期大学の意思決定に関する組織図 未整備 短期大学の意思決定に関する会議体の規則 未整備 学長の職務権限に関する規則 職務権限規程 第6条 学生の退学、停学及び訓告の処分の手続きが学長によって定められていることを示す文書 8012 学生懲戒規程 	<p>(1) 短期大学の意思決定については、学長のリーダーシップの下で短期大学の運営を行い、権限と責任を明確にしている。また、学長が意思決定を行うにあたり、学則で定められている事項については教授会が意見を述べることとしている。短期大学の円滑な運営及び学長を補佐し、且つ、学長の適時適切な意思決定を推進するために、「学長室会議」を設置している。学長室会議は、教育研究に関すること、入学者選抜に関すること及び学生支援に関すること等を審議事項としている。</p> <p>(2) 学長室会議では、組織の核になる人員を適切に配置し、学長がリーダーシップを発揮できる適切な補佐体制であると同時に、各組織体の意見を適切に吸い上げることのできる体制となっており、使命・目的に沿った意思決定及び業務執行が可能となっている。</p> <p>(3) 特になし。</p>	短期大学の意思決定は、教育・研究の質や運営の信頼性に直結する重要な要素であり、意思決定の透明性・迅速性・説明責任を高めるとともに、関係者が適切に関与し責任を持てる仕組みを構築する。	△

②権限の適切な分散と責任の明確化

評価の視点に関わる 自己判定の留意点	指定される エビデンス資料	(1) 現状 (2) 成果 (3) 課題	改善計画	自己判定
短期大学の意思決定の権限と責任が明確になっているか。	<ul style="list-style-type: none"> 短期大学の意思決定に関する組織図 未整備 短期大学の意思決定に関する会議体の規則 未整備 学長の職務権限に関する規則 未整備 	<p>(1) 短期大学の意思決定に関する組織図および会議体の規則、学長の職務権限に関する規則を現在、策定中である。</p> <p>(2) 特になし。</p> <p>(3) 特になし。</p>	現在、策定中の関連規程により明確化を図る。	×
教授会などの組織上の位置付け及び役割が明確になっており、機能しているか。	<ul style="list-style-type: none"> 短期大学の意思決定に関する組織図 未整備 短期大学の意思決定に関する会議体の規則 未整備 教授会に関する規則 3002 教授会運営規程 教授会の開催日時・議題一覧 ファイル管理(ルート)>委員会等議事録>教授会>2024 年度 	<p>(1) 短期大学の意思決定に関する組織図および会議体の規則を現在、策定中である。教授会においては、関連規程に基づき適切に運営されている。</p> <p>(2) 特になし。</p> <p>(3) 特になし。</p>	現在、策定中の関連規程により明確化を図る。	×

③職員の配置と役割の明確化

評価の視点に関わる 自己判定の留意点	指定される エビデンス資料	(1) 現状 (2) 成果 (3) 課題	改善計画	自己判定
教育研究活動のための 管理運営の遂行に必要な 職員を適切に配置し、 役割を明確化している か。	・事務局組織図 1301 事務局組織運営規程 第2条 事 務組織図 ・事務分掌に関する規則 1302 事務局事務分掌	(1) 事務局関連規程において、事務局の内部編成と運営に関する 事項、職員の役割、業務の内容等が明確に定めている。職員数 も適正に確保しており、各事務部門への適切な配置を行って いる。事務局の適正な運営のため事務局会議を定期的開催 している。 (2) 特になし (3) 特になし	特になし	○
職員の採用・昇任の方針 に基づく規則を定め、か つ適切に運用している か。	・職員採用・昇任の方針・規則 6108 専任職員採用規程 6109 専任事務職員異動規程	(1) 専任事務職員採用規程、専任事務職員異動規程は定めている ものの、採用・昇任の方針は定めていない。 (2) 特になし (1) 採用・昇任の方針の規程化	専任事務職員採用規程、専任事務 職員異動規程を再整備する。	×

基準項目5-2. 教員の配置

①教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

評価の視点に関わる 自己判定の留意点	指定される エビデンス資料	(1) 現状 (2) 成果 (3) 課題	改善計画	自己判定
設置基準上必要な教員 を確保し、適切に配置し ているか。	(データ編)	(1) 短期大学部に必要な専任教員を確保し、適切に配置している。 2025年度の短期大学の専任教員数は17人(教授12人、准教 授4人、助教1人)であり、設置基準上必要な専任教員数を 満たしている。 (2) 特になし (3) 今後定年退職となる教員が複数名いることから、必要な専任 教員の確保が必要になってくる。	執行部を中心に、専任教員の配置 や新規採用について計画的に進 めていく。	○
教員の採用・昇任の方針 に基づく規則を定め、か つ適切に運用している か。	・教員の採用・昇任の方針・規則 6116 専任教員採用選考基準 6115 専任教員昇格基準 ・教員人事に関する会議体の規則 3005 人事委員会規程	(1) 教員の採用・昇任の方針に基づく規則「専任教員採用選考基 準」「専任教員昇格基準」を定め、適切に運用している。 (2) 特になし (3) 実務家教員の採用選考基準及び昇格基準が明確でない。	人事委員会を中心に実務家教員 の採用選考基準及び昇格基準に ついて検討する。	△

基準項目5-3. 教員・職員の研修・職能開発

① FDをはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

評価の視点に関わる 自己判定の留意点	指定される エビデンス資料	(1) 現状 (2) 成果 (3) 課題	改善計画	自己判定
教育内容や方法を改善するための研修・研究を教職協働で組織的・計画的に実施し、見直しを行っているか。	・FDの方針・計画 8225FD・SDに関する方針 ・FDの実施報告書 FD活動報告書（FDフォーラム）	(1) FDの方針は作成済である。また、「2024年度FD・SD総括委員会活動のまとめ」も作成済であり、「2024年度FD・SD活動報告書（部会別）」も作成依頼予定である。 FD・SD総括委員会を6回開催し、2024年度活動案に従い、FDフォーラムの開催、授業改善計画書の作成、教員相互の授業見学、成績分布状況の把握、部会単位の新任教員の研修制度、2回の学内FD・SD講習会を行った。 (2) 成績評価に関しては、各教員の意識も高まり改善が見られ、ほぼ厳正に行われていると思われる。 (3) 更に活発なFD・SD活動が行われるように様々な角度から検討し、推進して行くことが必要である。	2025年度の最重要活動事項として「教員相互の授業見学」とし、この活動の更なる活性化を図る。	○

②SDをはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

評価の視点に関わる 自己判定の留意点	指定される エビデンス資料	(1) 現状 (2) 成果 (3) 課題	改善計画	自己判定
職員の資質・能力向上のための研修などを組織的・計画的に実施し、見直しを行っているか。	・SDの方針・計画 8225FD・SDに関する方針 ・SDの実施報告書 未整備	(1) 本学では、教職員の資質向上を目的に「FD・SDに関する方針」を定め、FD・SD総括委員会のもとで毎年度、活動計画を策定し、計画的に取組みを推進している。職員も年2回の学内講習会に積極的に参加している。また、職員の能力向上を目的に人事評価制度を導入し、関連規程に基づき、毎年度、目標設定・評価・面談を実施している。これに加え、年1回、時宜に応じたテーマで職員研修を行っており、採用時や昇任時にも学内研修を実施している。 (2) 講習会・研修会は職員としての識見を高め、意識向上、ガバナンスの確保、につなげている。また、人事評価制度は、職員の能力の充実度を把握し成長を図る契機としている。 (3) 今後は、階層別・テーマ別の研修を体系的に整備し、より計画的かつ継続的な職能開発の実現を図る必要がある。	SDの実施報告書を作成する。	△

基準項目 5-4. 研究支援

①研究環境の整備と適切な管理運営

評価の視点に関わる 自己判定の留意点	指定される エビデンス資料	(1) 現状 (2) 成果 (3) 課題	改善計画	自己判定
快適な研究環境を整備し、有効に活用しているか。	<ul style="list-style-type: none"> 研究環境に関する調査の結果 2021 年度「研究活動推進のためのアンケート」結果 研究環境整備の方針・計画 教育研究等環境の整備に関する方針 	<p>(1) 2021 年度に研究環境に関する設問も含む「研究活動推進のためのアンケート」が実施したが、教育研究等環境の整備に関する方針が定められた後、実施していない。</p> <p>(2) 特になし。</p> <p>(3) 2021 年度に研究環境に関する設問を含む「研究活動推進のためのアンケート」を実施したが、回答率の 30%と低く、全体の意見を反映できていない (2021 年度第 9 回研究員会議事録)、アンケートの取り方が課題となり、2022 年度以降実施できていない。</p>	教育研究等環境の整備に関する方針が定められたことを受けて、研究環境に関する調査を実施する。	○

②研究倫理の確立と厳正な運用

評価の視点に関わる 自己判定の留意点	指定される エビデンス資料	(1) 現状 (2) 成果 (3) 課題	改善計画	自己判定
研究倫理に関する規則を整備し、厳正に運用しているか。	<ul style="list-style-type: none"> 研究倫理に関する規則 8433 公的研究費の取扱いに関する行動規範 8434 公的研究費に関する不正防止計画 8463 公的研究費等の不正防止対策基本方針 8439 研究活動に関わる不正行為の防止及び不正行為への対応に関する規程 8440 公的研究費に関する コンプライアンス教育・啓発活動の実施計画 研究費の適正利用に関するマニュアル 2025 年度研究助成案内 	<p>(1) 研究倫理に関する諸規則を制定し、例年、6 月および 10 月教授会で研究倫理教育を実施している。2024 年度も同様に 2 回実施し、特定不正行為には該当しないものの、研究活動の不適切行為である二重投稿についても、事例を紹介し、意識向上を図った。研究費の適正利用については、「研究助成案内」で説明している。</p> <p>(2) 研究における特定不正行為を防止し、研究費の適正な利用ができています。</p> <p>(3) 近年、アンケート調査やフィールドワークによる研究が増えているものの、「人を対象とする研究倫理に関する規程」が整備されていない。</p>	「人を対象とする研究倫理に関する規程」の制定と実施体制を整える。	○

③研究活動への資源の配分

評価の視点に関わる 自己判定の留意点	指定される エビデンス資料	(1) 現状 (2) 成果 (3) 課題	改善計画	自己判定
研究活動への資源配分に関する規則を整備し、設備などの物的支援と RA(Research Assistant) などの人的支援を行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> 研究活動への資源配分に関する規則 8431 研究助成規程 8431-1 研究助成規程細則 研究活動に対する RA など人的支援に関する規則 未整備 	<p>(1) 個人研究費は申請があった教員に、規程に基づき資源配分し、それ以外の研究費は配分を研究委員会の審議事項としている。また、音楽分野の研究活動が多いため、RA の制度は設けていないが、補助的な作業が必要な場合、大学院生もしくは研究生をアルバイトとして雇用している。</p> <p>(2) 特になし。</p> <p>(3) 特になし。</p>	特になし。	○

<p>研究活動のための外部資金の導入の努力を行っているか。</p>	<p>・ 科研費などの申請のために必要な情報を学内に周知したことを示す文書 ポータルシステムにおける掲示 ・ 外部資金応募・獲得の実績一覧 https://www.daion.ac.jp/about/information/competitive_research_funds/</p>	<p>(1) 科研費に加え、本学の教員に関連性があると思われる外部資金の情報は積極的にポータルシステム等を通じて周知している。外部資金応募・獲得の一覧を作成し、その中から科研費の獲得実績は、本学の本法人ウェブサイト公開している。 (2) 科研費以外の外部資金への応募があった。 (3) 外部資金の獲得を増やすための方策が必要である。</p>	<p>外部資金応募のための支援に加え、獲得のための方策を検討する。</p>	<p>○</p>
-----------------------------------	---	--	---------------------------------------	----------

「基準5. 教員・職員」 全体の自己点検・評価

「基準5. 教員・職員」については、概ね基準を満たしている。「基準項目5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性」については、学長がリーダーシップを適切に発揮できるための組織図や会議体の規則等が整っていないが、すでに着手している。職員の昇任の方針は目安があるため、規程化を図っている。「基準項目5-2. 教員の配置」については、新しい専攻の設置に伴って配置された実務家教員の採用・昇任の基準及び大学院の研究指導教員および研究指導補助教員の資格審査基準が制定する必要がある。「基準項目5-3. 教員・職員の研修・職能開発」及び「基準項目5-4. 研究支援」については、基準を満たしている。

基準項目 6-1. 経営の規律と誠実性

① 経営の規律と誠実性の維持

評価の視点に関わる 自己判定の留意点	指定される エビデンス資料	(1) 現状 (2) 成果 (3) 課題	改善計画	自己判定
組織倫理に関する規則に基づき、適切な運営を誠実にしているか。	・組織倫理に関する規則 6314 コンプライアンス基本方針 6315 コンプライアンス規程	(1) 私学法改正に伴い 2025 年 3 月 21 日に制定した規程等を整備済み。今後、当該規程等に基づき運営を行う。 (2) 特になし (3) 特になし		○
法令などに基づき、教学マネジメント指針を参考に、情報の公表を適切に行っているか。	・情報公表に関する規則 ・学校教育法施行規則第 172 条の 2 に対応した部分の URL https://www.daion.ac.jp/about/idea/ ・私立学校法第 151 条に対応して公開した部分の URL https://www.daion.ac.jp/about/information/	(1) 特になし (2) 特になし (3) 特になし		○
法人の業務の適正を確保するために必要な内部統制システムを適切に整備しているか。	・内部統制の組織体制を示す図 ・内部統制に関する規則 内部統制の体制について (体制図) 4106 内部統制システム整備の基本方針 4107 内部統制に関する規程	(1) 私学法改正に伴い 2025 年 3 月 21 日に制定 (2) 特になし (3) 特になし		○

② 環境保全、人権、安全への配慮

評価の視点に関わる 自己判定の留意点	指定される エビデンス資料	(1) 現状 (2) 成果 (3) 課題	改善計画	自己判定
環境や人権について配慮しているか。	・ハラスメント防止に関する規則 ・個人情報保護に関する規則 3003 人権委員会規程 4008 個人情報保護規程 6302 ハラスメント防止規程 6308 公益通報等に関する規程	(1) 関連規程に基づき運営している (2) 規程に基づき処置している (3) 防止に至っていない	ハラスメントに対する社会的な意識や対応が変化する中で継続的な啓発活動を推進していく必要がある。	○
学内外に対する危機管理の体制を整備し、それが適切に機能しているか。	・危機管理に関する方針・規則・危機管理に関するマニュアル事業継続計画 (BCP) 危機管理ガイドライン 1101 危機管理に関する規程	(1) 事業継続計画及び危機管理ガイドラインは 6 月の理事会に上程する予定。原稿案は作成済 (2) 特になし (3) 特になし		○

基準項目6-2. 理事会の機能

①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性 *基礎資料【資料F-11】理事、監事、評議員、会計監査人の名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、議題一覧、出席状況など）がわかる資料

評価の視点に関わる自己判定の留意点	指定されるエビデンス資料	(1) 現状 (2) 成果 (3) 課題	改善計画	自己判定
使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整備し、それが適切に機能しているか。	・法人の意思決定に関する組織図 0001 寄附行為 0101 理事会規程 0102 常任理事会規程 0301 評議員会規程	(1) 各規程はあるが、組織図には至っていない (2) 特になし (3) 組織図がない	組織図を作成する。	△
理事会の運営を適切に行っているか。	・予算・決算を承認した際の理事会の議事録 0001 寄附行為 0101 理事会規程 理事会議事録	(1) 寄附行為及び理事会規程に従って適切な運営を行っている。 (2) 特になし (3) 特になし		○
理事の選任を適切に行っているか。	・理事を選任する会議体の規則 ・理事を選任した際の会議体の議事録 0001 寄附行為 理事会議事録、評議員会議事録	(1) 令和7年度1月24日認可の寄附行為に基づき適切に選任を行った。 (2) 特になし (3) 特になし		○

②使命・目的の達成への継続的努力 *基礎資料【資料F-9】中期的な計画

評価の視点に関わる自己判定の留意点	指定されるエビデンス資料	(1) 現状 (2) 成果 (3) 課題	改善計画	自己判定
短期大学の使命・目的を達成するために継続的な努力をしているか。	・中期的な計画を承認・見直しした際の理事会の議事録 ・理事が職務執行状況を理事会に報告したことを示す文書 理事会議事録	(1) 職務執行状況の報告については私学法改正に伴い、新たに追加された項目のため、現時点では行っておらず、1回目の報告は6月の理事会より実施する。 (2) 特になし (3) 特になし		○

基準項目6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能

①法人の意思決定の円滑化

評価の視点に関わる自己判定の留意点	指定されるエビデンス資料	(1) 現状 (2) 成果 (3) 課題	改善計画	自己判定
意思決定において、理事会と評議員会が意思疎通と連携を適切に行っているか。	0001 寄附行為 0101 理事会規程 0301 評議員会規程	(1) 各規程に定められた事項に基づいて、理事会と評議員会での意思疎通を図っている。 (2) 特になし (3) 特になし		○
教職員の提案などをくみ上げる仕組みを整備しているか。	・意見収集を行った議事録など 未整備	(1) 各種会議体から上程いく仕組みや、課題に応じてプロジェクトチームを発足し提案、上程する仕組みはあるが、定期的に意見収集をする仕組みは設定していない。 (2) 特になし (3) 教職員の主体的な提案を組み上げる仕組みと実効性	制度や会議体としての仕組み作りを検討する。	×

②評議員会と監事のチェック機能

評価の視点に関わる 自己判定の留意点	指定される エビデンス資料	(1) 現状 (2) 成果 (3) 課題	改善計画	自己判定
評議員の選任を適切に行っているか。	・評議員を選任した際の会議体の議事録 0001 寄附行為 評議員会議事録	(1) 令和7年度1月24日認可の寄附行為に基づき適切に選任を行った。 (2) 特になし (3) 特になし		○
評議員会の運営を適切に行っているか。	・予算・決算を審議した際の評議員会の議事録 0301 評議員会規程 評議員会議事録	(1) 評議委員会規程に基づき適切な運営を行っている。 (2) 特になし (3) 特になし		○
監事の選任を適切に行っているか。	・監事・会計監査人を選任した際の評議員会の議事録 0001 寄附行為 評議員会議事録	(1) 令和7年度1月24日認可の寄附行為に基づき適切に選任を行った。 (2) 特になし (3) 特になし		○
監事は、監事の職務を適切に行っているか。	・監事監査に関する規則 ・監事監査計画書 0104 監事監査規程 監事監査計画書	(1) 監事監査規程及び監事監査計画書に基づき適切に行っている。監事監査計画について毎会計年度の初めに理事会、評議員会に監事より提出している。 (2) 特になし (3) 特になし		○

基準項目6-4. 財政基盤と収支

① 財務基盤の確立*基礎資料【資料F-12】決算等の計算書類（過去5年間）、監事監査報告書（過去5年間）、会計監査報告（過去5年間）及び財産目録（最新のもの）

評価の視点に関わる 自己判定の留意点	指定される エビデンス資料	(1) 現状 (2) 成果 (3) 課題	改善計画	自己判定
大学を運営するために必要な財務基盤を確立しているか。	・予算編成方針 ・財政試算書	(1) 人事・経理事務部門にて財政試算書を作成している (2) 特になし (3) 予算編成方針を明記したものが無い	予算編成に関する基本方針を作成する。	△

②収支バランスの確保

評価の視点に関わる 自己判定の留意点	指定される エビデンス資料	(1) 現状 (2) 成果 (3) 課題	改善計画	自己判定
収入と支出のバランスが保たれているか。	・予算編成方針 ・財務計画書 財政試算書	(1) 支出超過の状態が継続している。 (2) 特になし (3) 収支均衡を図る。	各種事業の精査や法人の適正な規模を探る。	×
外部資金の導入の努力を行っているか。	・外部資金導入の実績 ・資産運用に関する規則 5002 資産運用規程	(1) 資産運用規程に基づき適正に運用を行っている。 (2) 特になし (3) 特になし		○

③中期的な計画に基づく適切な財務運営

評価の視点に関わる 自己判定の留意点	指定される エビデンス資料	(1) 現状 (2) 成果 (3) 課題	改善計画	自己判定
中期的な計画及びその裏付けとなる財務計画に基づく財務運営を行っているか。	・ 予算編成方針 ・ 財務計画書 財政試算書	(1) 中期計画及び財政計画を基本として財務運営を行っている。 (2) 特になし (3) 計画上の収入に達していない。	財務計画の見直しを行う。	△

基準項目 6-5. 会計

①会計処理の適正な実施

評価の視点に関わる 自己判定の留意点	指定される エビデンス資料	(1) 現状 (2) 成果 (3) 課題	改善計画	自己判定
学校法人会計基準や経理に関する規則などに基づく会計処理を適正に実施しているか。	・ 経理に関する規則 5001 経理規程 5001-1 経理規程施行規則	(1) 適正に実施している (2) 特になし (3) 特になし		○
予算と著しくかい離がある決算額の科目について、補正予算を編成しているか。	・ 経理に関する規則 補正予算書及び、評議員会・理事会議事録。	(1) 軽微なかい離であっても、毎年度、補正予算を編成している。 (2) 特になし (3) 特になし		○

②会計監査の体制整備と厳正な実施 *基礎資料【資料F-11】 理事、監事、評議員、会計監査人の名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、議題一覧、出席状況など）がわかる資料

評価の視点に関わる 自己判定の留意点	指定される エビデンス資料	(1) 現状 (2) 成果 (3) 課題	改善計画	自己判定
会計監査人の選任を適切に行っているか。	・ 会計監査人の選任に関する規則 0001 寄付行為 第8章 評議員会議事録	(1) 令和7年度 1月24日認可の寄附行為に基づき適切に選任を行った。 (2) 特になし (3) 特になし		○
会計監査などを行う体制を整備し、厳正に実施しているか。	・ 会計監査人が監事に報告した内容を示す文書など 監査実施報告書	(1) 厳正に実施している。 (2) 特になし (3) 特になし		○

「基準6. 経営・管理と財務」 全体の自己点検・評価

概ね基準を満たしていると判断している。一方で、基準項目 6-4「財政基盤と収支」に関しては課題が残る。現時点では収入の安定性が十分とは言えず、当面は支出の抑制や効率化など、限られた財源の中での対応を優先せざるを得ない状況にある。持続可能な法人運営に向けては、引き続き慎重な財政運営が求められる。

2025年度大阪音楽大学短期大学部

自己点検・評価報告書

2026年3月19日

大阪音楽大学